

暑中お見舞い申し上げます。当事務所のお盆休みは8/11(金)～8/15(火)の5日間です。
この間の労災事故などお急ぎの時の連絡は、携帯090-8401-9855(西馬)まで。



「公共工事受注のパスポート=経営事項審査(経審)」が、下請中心の専門工事業の受審や民間工事の業者選定に利用される等、活用の範囲が広がっている

…これに合わせて働き方改革や地域業者の役割を評価する項目を加えたら…」という議論が国交省で行われています。しかし一方で「申請手続きを簡素化し、業者だけではなく行政側の負担も軽減するか、経審とは別の制度を考えるか、or第三者による監査

等の活用か…」といった提案もあるようです。経審が公共工事以外でも活用されているので審査の項目を増やすが、逆に煩雑さも増すので天下り先にもなる第三者機関を作つて審査を任せたら…とも取れる議論と言

行政から
も悲鳴…
審査項目
経審準備に
ご協力を!

えます。確かに現状は行政側も悲鳴を上げる程の複雑な制度

になっている事は否めません。当事務所でも皆様のご依頼にお応えすべく夜遅くまで残業して正確な書類作成のために頑張らせて貰っていますので、準備へのご協力をよろしくお願い致します。



「6月末に労災で入院した社員が①労災保険からの休業補償が出るまでの間、年休を使いたい…と言ってきた。また②休業補償があっても賃金の8割しか出ないので残っている年休を充てたいようだ。

労基法で問題にならないか?」との質問がありました。結論を先に言うと①②とも年休を認めなければなりません。労災保険は労働基準法が事業主(使用者)に義務づけた被災労働者への補償義務を肩代わりした公的保険です。労基法は被災

者に対し休業1日につきその労働者の平均賃金(平賃)の6割を補償するよう定めています。これを肩代わりした労災保険は4日目から平賃の8割の休業補償を行う事になっています。2割

労災休業
補償の時
年休利用
労基法で
問題に?

加算の補償はよいにしても3日間は待機期間として補償なしで、事業主に6割以上の補償義務が…。今回のように10割給与が支給される年休を請求されたら、それが優先です。②も同じ基準という判例があります。



厚生年金の保険料率が9月から、18.3% (本人負担分 9.15%) に! お間違いのないように!

8月までに支給する賞与から控除する保険料は①健康保険 5.085% ②介護保険 0.825% ③厚生年金保険 9.091% ④雇用保険 0.4% (建設業) ~ 0.3% (建設業以外) になります。